

2024年12月20日

各位

ジブラルタ生命保険株式会社

「アセットオーナー・プリンシプル」の受入れについて

ジブラルタ生命保険株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役社長 兼 CEO：添田 毅司）は、2024年8月28日に公表されたアセットオーナー・プリンシプルの趣旨に賛同し、当プリンシプルを受け入れることを表明いたします。

当プリンシプルは、政府が推進する「資産運用立国実現プラン」におけるアセットオーナーシップ改革の一環として策定されたものです。当プリンシプルでは、保険会社等のアセットオーナーが、受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任を果たしていくうえで有用と考えられる共通の原則が定められています。

当社は従来より、保険金・給付金等を確実にお支払いすることを第一の目的として、適切なリスク管理を行うとともに信用度の高い確定利付債を中心とした安全性・収益性・流動性に十分留意した運用を行ってきました。

今後もお客さまの最善の利益を追求するために、アセットオーナーとしての責任を果たしてまいります。

「アセットオーナー・プリンシプル」の各原則および当社の対応

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当社の一般勘定運用では、お客さまに保険金・給付金等を確実にお支払いすることを第一の目的として、ALM（資産負債総合管理）を主眼とした、負債特性にあわせた資産運用を行うとともに、安全性・収益性・流動性に係る投資方針を定めています。この投資方針に基づき、長期的な経済前提をベースに中長期的に目指すポートフォリオを定めています。そのうえで、足元の経済・金融環境等を踏まえた投資計画を策定し、資産配分を実施しています。これらの策定・見直しについては取締役会等の適切な手続きに基づき意思決定しています。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当社では、資産運用に係る責任者を設置しており、社内規程において責任者の権限を明確化しています。また、運用部門の投資計画は取締役会で決議され、その後の進捗状況は取締役会等に報告する体制になっています。

当社では、人事ローテーションやキャリア採用等で、適切な資質を持った人材の計画的な確保に努めています。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

当社では、投資方針に適合した運用ができることを確認した上で運用対象資産や運用方法を選択しています。また、リスク管理部門によるストレステストの実施等を通じて、適切なリスク管理を実施しています。

外部へ運用委託する場合には、社内で定めている規程等に従い、運用実績だけでなく、運用手法等を総合的に勘案した上で委託の可否を判断し、運用状況等について定期的にモニタリングしています。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当社では、ディスクロージャー資料等において生命保険会社共通の様式で運用実績を公表するとともに、投資方針や責任投資の取組みなどについても公表しています。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当社では、日本版スチュワードシップ・コードを受け入れるとともに、「日本版スチュワードシップ・コードに関する基本方針」を策定・公表のうえ、その趣旨に沿った取組みを推進しています。また、「責任投資方針」を策定し、すべての資産クラスの運用プロセスにおいて、資産特性に応じて ESG の要素を考慮した運用を行っています。